

<一般委託>

(「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用)

河川等剪定委託(一般委託)仕様書

河川等剪定委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は河川環境を保全するため、樹木管理、除草を行うものである。
2	履行期間	契約日から令和4年3月31日まで
3	施行場所	横須賀市内一円
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	別紙のとおり
6	関係法規	なし
7	資格要件	なし
8	契約方法	単価による業務委託契約(一般委託):契約単位は別紙のとおり
9	支払方法	本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。ただし、消費税として精算額に、その税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。
10	業務委託成績評定	対象 ・ 非対象
11	現場代理人の配置	必要 ・ 不要
12	その他事項	業務の施工にあたっては、本業務仕様書を優先適用するほか、令和3年4月制定の「神奈川県土木工事共通仕様書」によるものとする。 この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
13	監督員 連絡先	土木部 河川・傾斜地課 高尾 遥斗 046-822-8608

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

河川等剪定委託 内訳書

(単価契約用)

(税抜き)

No.	項目	規格	単位	予定数量	上限単価(円)	契約単価(円)
1	高木せん定工	夏期せん定、幹周60cm未満 10本未満	本	2	9,400	
2	高木せん定工	夏期せん定、幹周60cm以上120cm未満 10本未満	本	2	23,348	
3	高木せん定工	冬期せん定、幹周60cm未満 10本未満	本	3	8,256	
4	高木せん定工	冬期せん定、幹周60cm以上120cm未満 10本未満	本	3	20,300	
5	低木・中木せん定工	球形、樹高100cm未満 10本未満	本	5	1,257	
6	低木・中木せん定工	球形、樹高100cm以上200cm未満 10本未満	本	5	4,189	
7	低木・中木せん定工	球形、樹高200cm以上300cm未満 10本未満	本	5	12,000	
8	低木・中木せん定工	円筒形、樹高100cm未満 10本未満	本	5	595	
9	低木・中木せん定工	円筒形、樹高100cm以上200cm未満 10本未満	本	5	1,773	
10	低木・中木せん定工	円筒形、樹高200cm以上300cm未満 10本未満	本	5	5,060	
11	寄植せん定工	低木 100㎡以上1000㎡未満	㎡	250	439	
12	寄植せん定工	中木 1000㎡以上	㎡	3,500	561	
13	枝落とし工	吊るし切り、胸高直径10cmまで	本	4	8,977	
14	枝落とし工	吊るし切り、胸高直径20cmまで	本	4	21,474	
15	枝落とし工	吊るし切り、胸高直径30cmまで	本	1	42,011	
16	枝落とし工	吊るし切り、胸高直径40cmまで	本	1	73,953	
17	枝落とし工	吊るし切り、胸高直径50cmまで	本	1	125,330	
18	枝落とし工	吊るし切り、胸高直径60cmまで	本	1	197,670	
19	伐倒工	吊るし切り、胸高直径10cmまで	本	2	12,081	
20	伐倒工	吊るし切り、胸高直径20cmまで	本	2	26,521	
21	伐倒工	吊るし切り、胸高直径30cmまで	本	2	48,992	
22	伐倒工	吊るし切り、胸高直径40cmまで	本	2	85,985	
23	伐倒工	吊るし切り、胸高直径50cmまで	本	2	147,050	
24	伐倒工	吊るし切り、胸高直径60cmまで	本	1	230,275	
25	人力除草	除草、集草、積込、運搬、処分	㎡	3,000	272	

※ 各業務の発生材の運搬費および処理費は各単価に含むものとする。

※ 契約単価は、上限単価をこえることができない。

※ 契約単価は、円止めとする。

※ 予定数量に契約単価を乗じた金額の合計額を入札金額とすること。

※ 契約単価は、契約者が記入すること。

河川等剪定委託 特記仕様書

1 一般事項

(1) 適用

本仕様書に従い業務を履行すること。また、本仕様書に明記がない場合や不明な点については、監督員と協議しその指示に従うこと。

(2) 官公庁への手続き

業務の履行にあたり必要な関係官公庁及びその他の関係機関への届出などを遅滞なく実施し、監督員に報告すること。

(3) 関係法規の遵守

業務の履行にあたり、関係法令、条例及びその他の諸規則を遵守し、作業の円滑な進捗を図ること。

(4) 地元住民への対応

地元住民から要望などがあつたとき、又は交渉を要するときには、速やかに監督員に連絡し、その指示に従うこと。

(5) 業務看板の設置

公衆の見やすい場所に業務内容の表示板や注意看板を設置すること。なお、業務内容の表示板については、以下に示す項目を明記すること。

- ・業務委託名
- ・業務内容
- ・期間、作業時間帯
- ・発注者名、連絡先
- ・施行者名、連絡先（本社又は現場事務所）

(6) 通報

作業時に施設の破損や不法投棄等を発見した場合は、速やかに監督員に報告すること。

(7) 後片付け

作業終了後、速やかに現場の後片付け、清掃を行うこと。

(8) 提出書類

契約締結後、速やかに以下の書類を提出すること。

- ・着手届
- ・現場代理人届
- ・工程表
- ・緊急時連絡届
- ・下請負者届又は直営届
- ・業務計画書（2部）

(9) 現場代理人

業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために監督員との連絡や調整を行える者を選定すること。

2 業務委託の監理

(1) 業務計画書

業務計画書には、以下の事項について記載すること。

- ・業務概要
- ・計画工程表（詳細）
- ・現場組織表
- ・主要機械等
- ・施行方法
- ・施行管理計画
- ・緊急時の体制及び対応
- ・交通管理
- ・安全管理
- ・環境対策
- ・廃棄物適正処理

(2) 工程管理

ア 本業務において、数量表による前期、後期の期間は以下を原則とする。

- ・前期：契約日から9月30日まで
- ・後期：10月1日から令和4年3月31日まで

イ 工程表に基づき適正な進捗管理に努めること。

ウ 週末に当該週の作業内容及び翌週の作業予定を記載した週間工程表をFAXまたはメールにて送付すること。

エ 天候、繁茂状態などを考慮し、最大の効果が期待できるよう作業を進めること。

オ 台風や事故等に伴い、監督員より早期対応業務の指示があった場合は、その業務を優先して行うこと。

(3) 安全管理

ア 作業にあたっては、通行者などに危険がないよう、十分な安全対策を講じること。

イ 交通の安全について、関係官公庁と協議するとともに、自動車交通及び歩行者交通に危険が及ばないように十分な安全対策を講じること。

ウ 豪雨、強風、積雪などの荒天時に際しては、天気予報などの情報を把握し、常にこれに対処できるように準備すること。

エ 作業機械や道具類、刈草、ゴミ類は、交通及び保安上の障害とならないよう、作業の都度整理し、風等で道路や近隣に散乱しないように注意すること。

オ 作業に従事する者は、作業に支障のない服装で、必要に応じてヘルメット、安全靴、安全帯、保護眼鏡など作業に適した保護具を着用し、安全対策を講じること。

カ 作業に従事する者に対し、刈払機の安全衛生教育等、使用機械に関する研修等を行うこと。

キ 作業中は蜂等の害虫に注意し、攻撃性が高まる時期は必要な対策をして作業を行うこと。

ク 事故などが発生した場合には、まず被害者の救助にあるとともに、二次災害を防止するために必要な措置を講じ、監督員及び関係機関に直ちに連絡すること。また、事故の原因、経過及び被害の内容などについて、遅滞なく事故報告書を提出すること。

(4) 現状復旧

ア 作業にあたり河川施設及び占用物件等の周辺施設、樹木などを損傷させないように注意すること。

イ 損傷した場合は、直ちに監督員及び関係機関に連絡するとともに、応急措置を行うこと。受託者の負担において現状に復旧し、報告すること。

(5) 発生材の対応

ア 刈草、集積ゴミ等の発生材を現場に存置することなく、作業の都度搬出し、適正な対応をすること。ただし、あらかじめ監督員の確認を得たものについては、この限りではない。

イ 業務により発生した廃棄物は、産業廃棄物又は、一般廃棄物として処理すること。

ウ 産業廃棄物の処理作業においては、別紙の仕様書によること。

(6) 過積載の防止

刈草や集積ゴミ等の運搬にあたっては、過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従うこと。

(7) 写真

ア 写真は、以下に示す項目について撮影すること。

- ・作業毎にその内容が確認できること。
- ・作業前、作業中、作業後について同一の場所から撮影すること。
- ・スタッフ、テープ等を用い出来高が確認できる状況を撮影すること。
- ・撮影箇所は業務前に配布する河川別詳細図のNo点を基本とする。

工種	状況写真			出来高写真 (検尺写真)
	作業前	作業中	作業後	
高木せん定工	○	○	○	作業の都度※1
低木・中木せん定工	○	○	○	作業の都度※1※2
寄植せん定工	○	○	○	60m毎及び変化点(幅等増減、カーブ等) ※3
枝落とし工	○	○	○	作業の都度
伐倒工	○	○	○	作業の都度
人力除草工	○	○	○	60m毎及び変化点(幅等増減、カーブ等) ※3

※1 高木と低木・中木の規格を確認できるように撮影すること

※2 樹高及び形状が確認できるように撮影すること

※3 寄植せん定工、人力除草工は、刈った箇所がすべて確認できるように撮影すること

イ 撮影に際しては、以下に示す項目を明記した黒板を用いること。

- ・業務委託名
- ・撮影場所（河川名等）
- ・作業名
- ・撮影日
- ・受託者名

ウ 写真は、河川毎、作業毎に写真帳（A4縦3段）に整理し、業務完了時に、完了報告書内に綴り提出すること。

エ 工事写真とともに、電子データ「CD」を提出すること。提出内容は以下のとおりとする。

- ・有効画素数を100万画素程度とし、目的物及び黒板の文字等が確認できる範囲で適切な有効画素数を設定すること。
- ・着手前、完成写真については、「着手前、完成」のPDFデータと写真データ（JPEG）をフォルダ名「着手前、完成写真」として整理すること。
- ・ラベル表記については、工事写真帳の表紙と同様にすること。但し、背表紙は不要とする。
- ・上記方法以外で工事写真帳を提出する場合は、監督員の承諾によるものとする。

3 業務委託の完了

(1) 委託の検査

ア 委託契約約款に基づく完了検査を受けること。

イ 完了検査は、月毎に行うこと。

ウ 完了検査にあたり、完了届と共に以下の書類を提出すること。

- ・出来高数量表
- ・出来高数量内訳及び数量根拠資料（面積計算書、根拠図など）
- ・記録写真
- ・実施行程表
- ・廃棄物処分伝票及び集計表
- ・業務日誌
- ・その他監督員が必要と認めた書類

エ 検査に必要な図書などについて、監督員又は検査員の指示に従わなければならない。

(2) 数値基準

ア 業務完了書類を作成する際は、以下の数値基準で作成すること。

イ 高木せん定工

- ・出来高数量：整数
- ・数量根拠：整数

ウ 低木・中木せん定工

- ・出来高数量：整数
- ・数量根拠：整数

エ 寄植せん定工

- ・出来高数量：整数止め（小数第1位を切捨て）
- ・数量根拠：積上げ数値→小数第2位（小数第3位を四捨五入）
合計値 →整数止め（小数第1位を切捨て）

オ 枝落とし工

- ・出来高数量：整数
- ・数量根拠：整数

カ 伐倒工

- ・出来高数量：整数
- ・数量根拠：整数

キ 人力除草工

- ・出来高数量：整数止め（小数第1位を切捨て）
- ・数量根拠：積上げ数値→小数第2位（小数第3位を四捨五入）
合計値 →整数止め（小数第1位を切捨て）

4 業務全般

(1) 業務全般

ア 本業務委託の対象範囲は、別紙図面および下記一覧表の植栽帯等を主とし、受託期間内において樹木管理、除草を行うものとする。

番号	河川名	対象	住所
1	吾妻川	左岸植栽帯・高木	田浦港町
2	竹川①	茶畑公園植栽	武三丁目
3	竹川②	左岸植栽帯・高木	武一丁目
4	竹川支川(2)	左右岸植栽帯・高木	太田和一丁目、林一丁目
5	小田和川①	左右岸植栽帯	太田和一丁目、二丁目
6	小田和川②	左岸植栽帯	太田和一丁目、二丁目
7	小田和川③	親水施設植栽・左岸植栽帯	太田和五丁目
8	荻野川①	親水施設植栽	長坂三丁目、荻野
9	荻野川②	親水施設植栽	長坂三丁目、五丁目
10	関根川①	調整池植栽	子安
11	関根川②	親水施設植栽・高木	湘南国際村一丁目、子安
12	浜田川	植栽帯	秋谷
13	長久保川	植栽帯	秋谷

イ 監督員の指示により業務を行うこと。

ウ 施行にあたっては、監督員と協議及び、現地立会を行い施行内容、施行方法を確認すること。

エ 各作業終了後は、作業区域内の清掃を行うこと。

オ 業務にあたり、監督員の指示により上記対象範囲の他に業務を行う事もある。

5 樹木管理(剪定)

(1) 目的

植樹管理(剪定)は、河川及び水路敷地内の樹木の美観保持、実用上の機能の向上、生育条件の向上を目的とする。

(2) せん定工

ア 河川・水路敷地内に生育している樹木の剪定を行うこととする。

イ 剪定にあたっては、樹形、樹木間のバランスなど景観に配慮すること。

ウ 剪定樹木の実用上の機能を考慮し、剪定を行うこと。

エ 樹種ごとに適正な剪定時期を考慮し作業を行うこと。

オ 樹木、樹形に関わらず、枯れ枝、病害虫に冒されている枝等の剪除すべき枝は、剪定すること。

カ 運搬時は、積込んだ枝等について、荷台からの飛散がないようにすること。

(3) 枝落とし工

ア 枝落とし工については、吊るし切りとする。

イ 周囲に障害物がある場合、大木を処理する際は、レッカー車、滑車等を用い周辺施設に損傷を与えないように作業すること。

ウ 運搬時は、積込んだ枝等について、荷台からの飛散がないようにすること。

(4) 伐倒工

ア 伐倒工については、吊るし切りとする。

イ 周囲に障害物がある場合、大木を処理する際は、レッカー車、滑車等を用い周辺施設に損傷を与えないように作業すること。

ウ 伐倒木の根株は、危険のないように地際で処理すること。

エ 運搬時は、積込んだ枝等について、荷台からの飛散がないようにすること。

6 除草工

(1) 目的

除草・草刈等は、以下を目的とする。

- ・河川内及び水路の流路確保
- ・河川管理用通路の通路確保

- ・河川用地の美化及び景観の維持
- ・病虫害発生予防
- ・火災の防止
- ・見通しの確保による事故発生防止

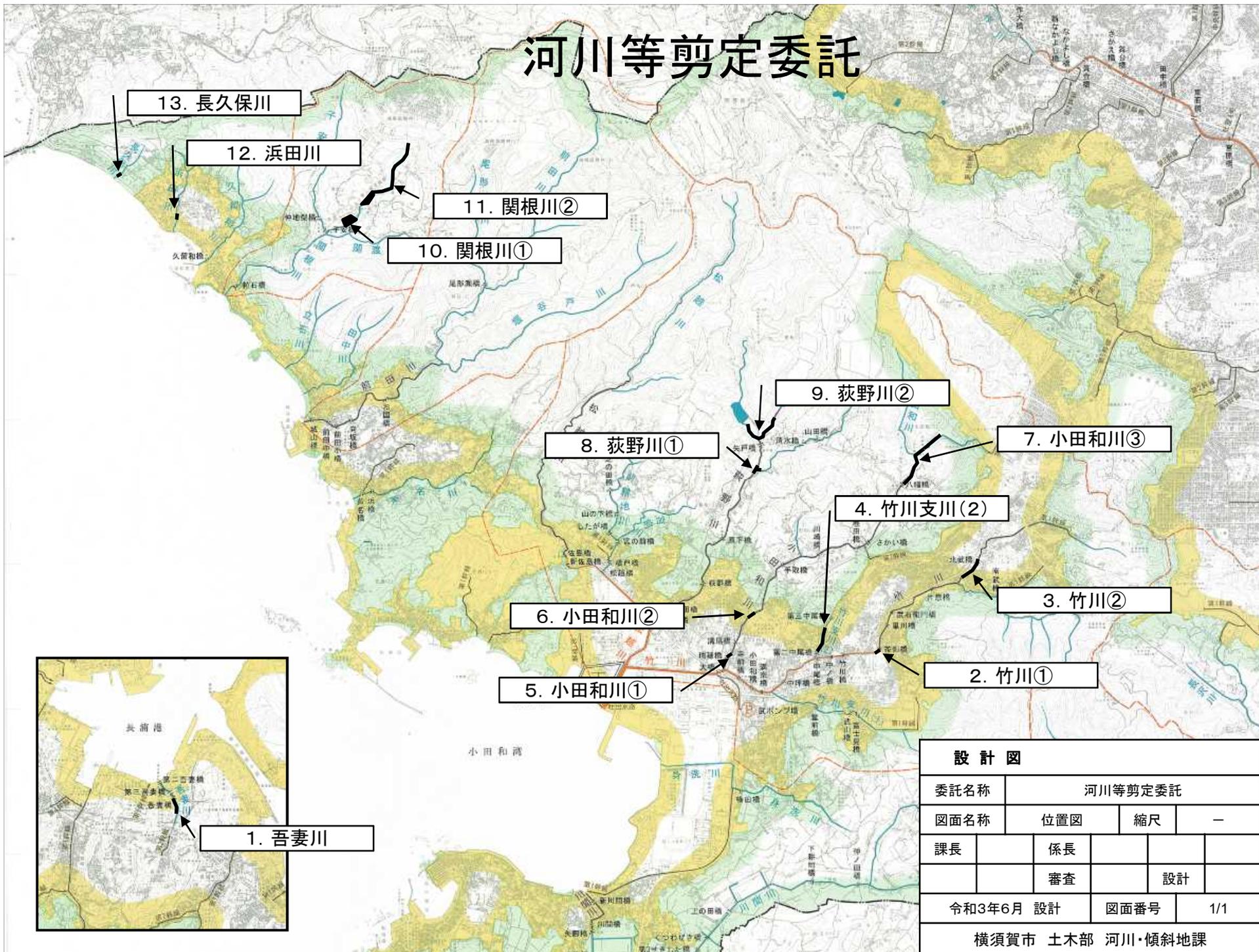
(2) 除草工

- ア 河川内及び水路内に繁茂しているものを刈込むこと。
- イ 河川管理用通路等の河川用地に繁茂しているものを刈込むこと。
- ウ 刈高は地表面から3cm未満とし、刈りむらのないよう均一に刈込むこと。
- エ ただし、法面の草刈については、表土の流出を防ぐために、地面を露出させないよう刈り高に注意すること。
- オ 刈残しがないように注意すること。
- カ 護岸に繁茂している草も除去すること。
- キ 河川施設などから生えているつる性雑草も除去すること。
- ク 刈った草は風雨による飛散や流出があるので、作業の都度搬出または、積込を行うこと。
- ケ 刈り跡はきれいに清掃すること。
- コ フェンスなどの河川施設及び河川用地に隣接する他の施設を損傷しないように注意すること。
- サ 収集した刈草は、市の指定する施設(積替保管施設 長坂5-3656)に搬入し、処理すること。
- シ 運搬時は、収集した刈草が荷台から飛散しないようにすること。

7 その他

- (1) この単価契約で示した工種以外の工種および業務が発生した場合には、協議により決定する。
- (2) 下請負者を使用する場合は、市内業者を優先的に選定するよう配慮すること。

河川等剪定委託



設計図			
委託名称	河川等剪定委託		
図面名称	位置図	縮尺	—
課長	係長		
	審査		設計
令和3年6月 設計		図面番号	1/1
横須賀市 土木部 河川・傾斜地課			